

国家公務員宿舎法施行規則第 6 条第 3 項に規定する独立した専用物置について

〔 昭和 40 年 5 月 31 日
蔵 国 有 第 1056 号 〕

改正昭和 41 年 3 月 28 日蔵国有第 896 号
同 46 年 10 月 20 日蔵理第 4554 号
大蔵省国有財産局長心得大臣官房財務調査官から各財務局長宛

標記のことについて、別紙のように各省各庁官房長あて通知したから、了知されたい。

別 紙

国家公務員宿舎法施行規則第 6 条第 3 項に規定する独立した専用物置について

〔 昭和 40 年 5 月 31 日
蔵 国 有 第 1056 号 〕

大蔵省国有財産局長心得大臣官房財務調査官から各省各庁官房長宛

国家公務員宿舎法施行規則（以下「規則」という。）第 6 条第 3 項に定める独立した専用物置の面積及び同条同項の規定により設置できる独立した専用物置の取扱いについて、下記のように定められましたから、命により通知します。

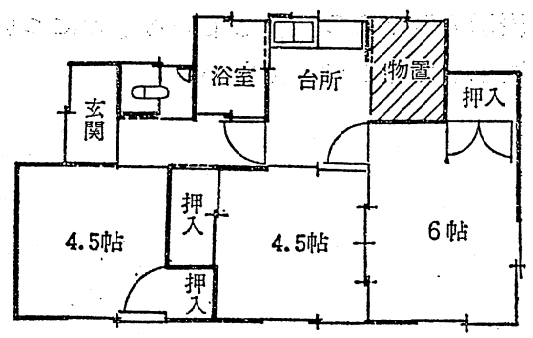
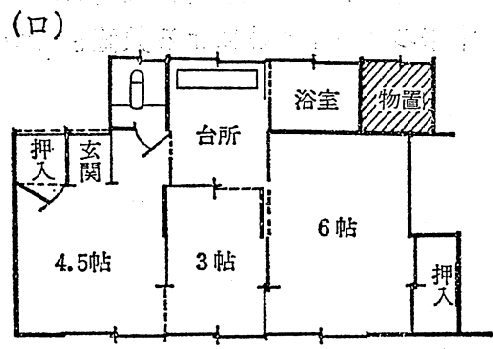
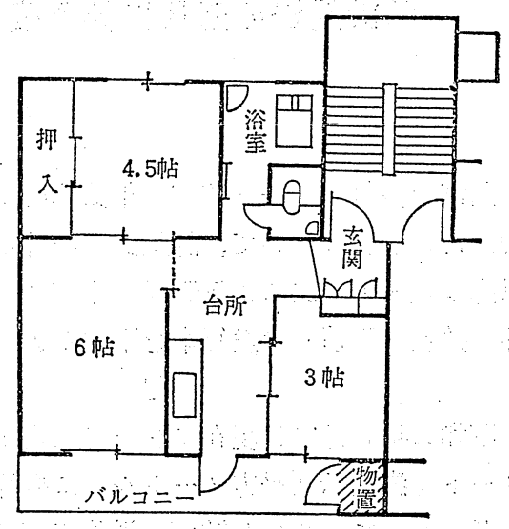
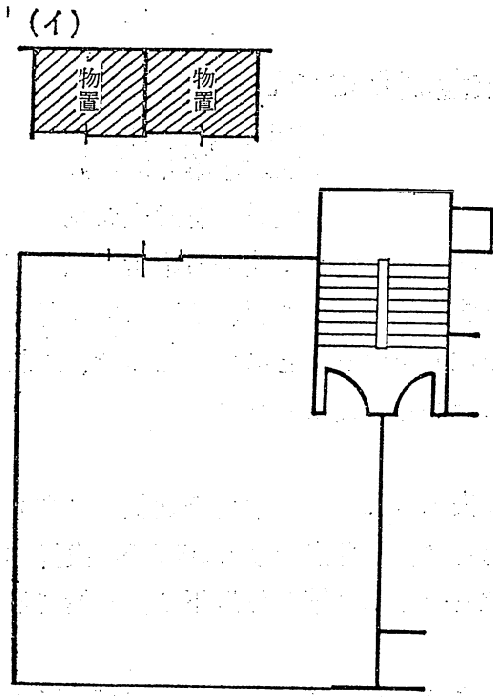
なお、この専用物置は、宿舎使用料の算定に含まれるものでありますから、念のため申し添えます。

記

- 1 独立した専用物置の面積は、4 平方メートル以内とする。
- 2 独立した専用物置とは、別添第 1 図(イ)のように、通常の居住部分から独立して設置される物置で、被貸与者の専用に供されるものをいう。ただし、通常の居住部分に接している場合であつても、第 1 図(ロ)のように通常の居住部分の内部から当該物置を使用できないものは、独立した専用物置と解して差しつかえない(なお、別添第 2 図の独立していない場合を参照のこと。)。

第 1 図

第 2 図



独立した物置

家屋又は家屋の部分に含まれる物置